

明治薬科大学認定共催研修会実施細則

制定 平成 21 年 1 月 9 日

(目的)

第 1 条 この細則は、明治薬科大学認定薬剤師研修制度規程 第 11 条、及び明治薬科大学認定薬剤師認定基準 第 2 条 第 3 項に基づき、認定共催研修会の実施について定める。

(共催研修会の認定)

第 2 条 明治薬科大学認定薬剤師研修制度委員会(以下、「制度委員会」という。)は、研修認定薬剤師の取得に必要な研修プログラムとして、薬剤師の知識・技能をより一層高め、医療人薬剤師としての能力育成に資する研修会等を認定することができる。

2 第 1 項で認定した研修会等を認定共催研修会という。

(実施機関)

第 3 条 認定共催研修会の実施機関は、次のとおりとする。

- (1) 大学等の教育研究機関
- (2) 病院等の医療機関
- (3) 薬剤師会等の薬事又は医療に関して公益的な事業を行っている法人
- (4) 上記の他、制度委員会が適当と認めたもの

(認定共催研修会開催の申請)

第 4 条 認定共催研修会の実施機関は、認定共催研修会 1 回につき「認定共催研修会開催計画書」(様式 1)及び研修内容を簡潔に記した文書(日本工業規格 A4 版 1 枚)各 1 通を、認定共催研修会開催予定日の 3 ヶ月前までに制度委員会に提出する。

第 5 条 制度委員会は、提出された認定共催研修会開催計画書をもとに研修内容が単位認定(認定単位シールの発行)に相応しいか否かを審査し、認定共催研修会としての採否を実施機関に通知する。

2 認定共催研修会の実施機関は、変更が生じた場合には認定共催研修会開催予定日の 3 週間前までに認定共催研修会変更開催計画書を制度委員会に提出する。

(認定共催研修会実施後の報告)

第 6 条 認定共催研修会の実施機関は、認定共催研修会実施後 2 週間以内に、1 回につき「認定共催研修会実施報告書」(様式 2)1 通、認定単位シール付与者名簿(紙媒体と電子媒体の 2 種類)を制度委員会に提出する。

(認定単位シール発行料)

第 7 条 認定単位シール発行料(以下「発行料」という)は、別表 1 に定める。原則として、研修会 1 回につき 1 発行料を、制度委員会が指定する口座に納入する(振込手数料は振込者負担とする)。また、納入した発行料は返却しない。

(改廃)

第 8 条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。